

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(案)」の概要(1/2)

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 河道掘削、遊水地の整備、
 雨水貯留機能の拡大等

② 被害対象を減少させるための対策
 リスクの低いエリアへ誘導/住
 まい方の工夫、浸水範囲を減
 らす(二線堤の整備)等

③ 被害の軽減早期復旧・復興の対策
 氾濫水を早く排除する(排水
 機能の強化)、マイ・タイムラ
 インの普及促進等

④ 命と生業を守る流域のサポート
 持続可能な生業の体制構築

章構成:目次

1章	特定都市河川流域の現状と課題
2章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
3章	都市浸水想定
4章	特定都市河川流域における施設整備に関する事項
5章	特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設整備に関する事項
6章	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本事項
7章	特定都市河川流域において農業分野が行う浸水被害の防止を図るための措置に関する事項
8章	その他特定都市河川流域における既存施設の運用改善等による浸水被害の防止を図るための措置に関する事項
9章	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
10章	都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
11章	その他浸水被害の防止・軽減及び浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
12章	命と生業を守る流域のサポートに関する事項
13章	浸水被害を最小化するための仕組み

吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画 (案)

(法定名称: 吉田川・高城川流域水害対策計画)

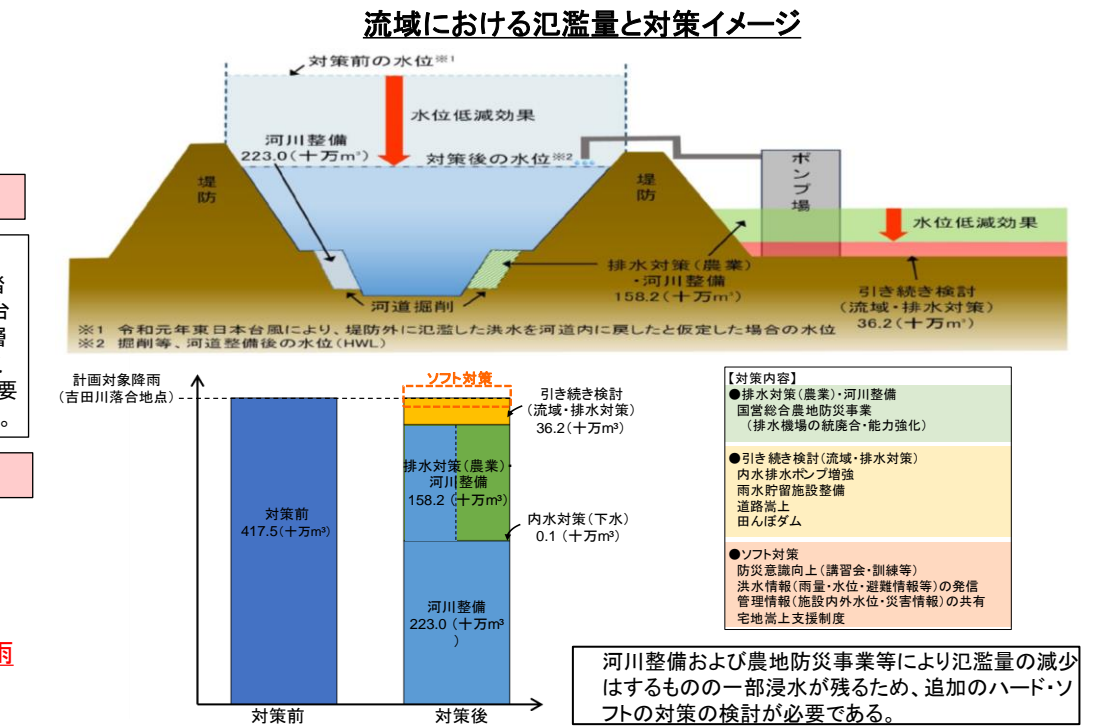
令和6年10月25日

東北地方整備局長
 宮城県知事
 仙台市長 栗松島市長 大崎市市長 富谷市長 松島町長
 利根町長 大和町長 大郷町長 大飯村長 色麻町長

吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会
 (法定名称: 吉田川・高城川流域水害対策協議会)



都市浸水想定



基本方針

○令和元年東日本台風(令和元年10月洪水)を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)」と定め、河川・下水道整備の加速化や雨水貯留浸透施設等の流域対策を一層推進するとともに、浸水被害が想定される区域については、水害リスク(浸水深や浸水頻度等)やまちづくり計画等を考慮した土地利用や住まい方の工夫等により、**外水氾濫に対する家屋被害の防止(家屋浸水ゼロ)**と**農地浸水を早期に解消することを基本とし、あわせて、内水氾濫に対する家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指す。**

○なお、当該流域内にあっても、**地域によっては計画対象降雨に定めた令和元年東日本台風(令和元年10月洪水)よりも令和4年7月洪水等の方が、局地的な豪雨に伴い浸水被害が大きくなった事例もある**ことから、地域毎の降雨特性を踏まえたハード・ソフト両面から対策を検討していく。

計画期間

計画期間は、河川整備計画(国、県)、下水道計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨(令和元年東日本台風)に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、**概ね30年**として設定する。

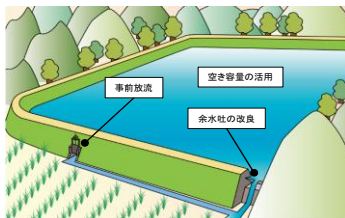
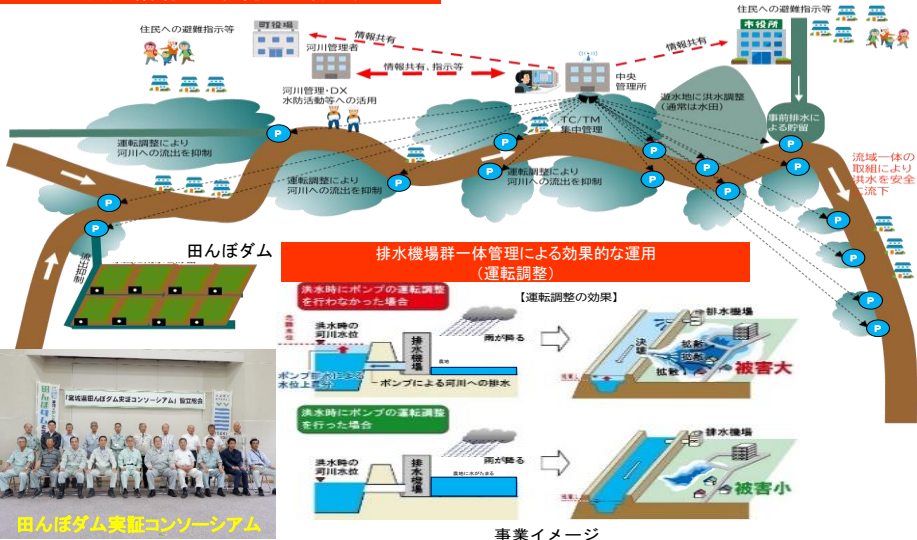
目標とする降雨

本計画における目標降雨(計画対象降雨)
令和元年東日本台風による降雨(令和元年10月洪水)

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画(案)」の概要(2/2)

治水と農業分野の連携

内外水位情報の集約・共有・活用

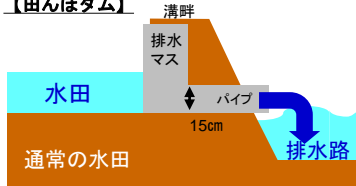


ため池の活用

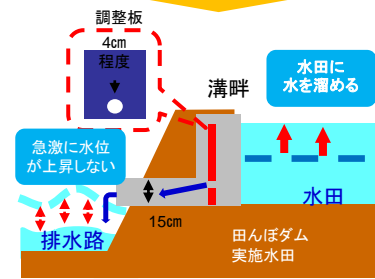


農業用ため池

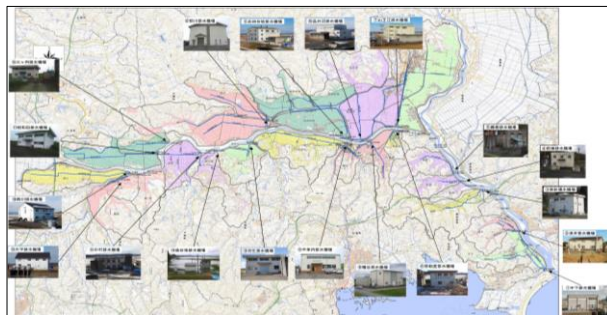
【田んぼダム】



水田の排水がそのまま排水路へ流れ、排水路の水位が上昇します



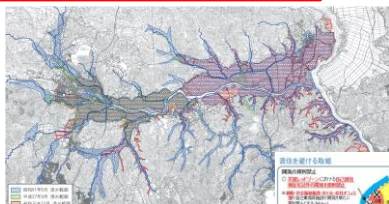
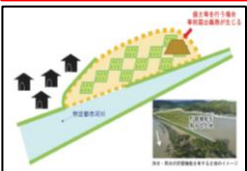
パイプよりも小さな穴の開いた板等の調整装置を取り付け、ゆくりと排水を流すことで、排水路の急激な水位の上昇を防ぎます。



貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定方針

【貯留機能保全区域の指定の方針】

- ◆平坦な低平地に位置する貯留頻度・貯留効果の高い農地等を指定対象として検討する
 - ・既往の主要出水で浸水実績を有する農地等
 - ・自然遊水地として活用が見込まれる農地等
 - ・国営農地防災事業における計画排水区域



【浸水被害防止区域の指定の方針】

高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがある土地を法第56条に基づき開発規制・建築規制する浸水被害防止区域として指定できる。

吉田川・高城川では、対策実施後も浸水リスクが残る地域があるものの、著しい浸水被害にはならないと想定されることから、現時点においては、浸水想定や土地利用形態等を踏まえ、浸水被害防止区域の設定は行わないものとするが、計画に位置付けた対策を実施しても浸水被害が解消されない地区については、引き続き目標達成に向けた検討を進め対策手法を立案するとともに、地域の意見を踏まえ、浸水被害防止区域の指定についても、検討していくことを方針とする。

また、人口動態や土地利用形態、土地利用の方針に大きな変更があった場合等については、市町村等の関係者の意向を踏まえ、協議会により指定方針を再検討する。



防災教育

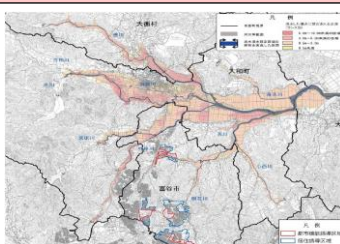


パンフレットを活用した防災教育



避難訓練

ソフト施策、土地利用・住まい方の工夫



水害リスクを踏まえた居住誘導



水害リスク空白地帯の解消



簡易型監視カメラの設置



地域主導の取り組み



生業のサポート



ブランド米



大崎耕土セット

地産地消・地場産返礼品等